

議 会 運 営 委 員 会

令和4年6月20日（月）

個人一般質問終了後

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、
小川委員、牛尾委員

〔議長団〕 笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 河上局長、下間次長、中谷書記

議 題

1 陳情審査

- (1) 陳情第47号 公人は、陳情においても氏名を黒消しにするべきではないという陳情について
- (2) 陳情第48号 議員は、公人なのではっきりわかるように名前を出してほしいという陳情について
- (3) 陳情第49号 ●●議員が●●元議員に暴行の件で、少なくとも現場検証の記録は残すという陳情について
- (4) 陳情第50号 呼びつけて話をするなら、証拠は共有すべきという陳情について
- (5) 陳情第51号 市議が「傍聴者が職員に暴行をした」と、根拠のない発言は許されるのかという陳情について

2 令和4年6月浜田市議会定例会議について

- (1) 令和4年6月浜田市議会定例会議の追加付議事件等及び付託案について

- (2) その他

3 オンライン会議の運用に関する申し合わせ事項について

4 その他

浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名：

公人は、陳情においても氏名を黒消しにするべきではないという陳情

趣旨：

陳情の際に、議員名、浜田市の担当職員名の名前が黒消しにされるがこれらは、公人であり委員会の配布資料にも名前が載っている。

傍聴者にも配布される。市民にも公開されている。

議会のHPにもアップされる。市民にも公開されている。

委員会の出席者には議員も市の職員も名前が載っており、市民もわかる状態になっている。これらの人は、公人でもある。

名前を黒消しする必要はないと考える。

わかりにくいので公人の名前は黒消ししないことの検討を求める。

陳情番号	47
付託先委員会	議会運営委員会
審査結果	



浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名：

議員は、公人なのではっきりわかるように名前を出してほしいという陳情

趣旨理由：

一般質問や委員会発言等で先輩議員、同僚議員という呼び方をよく聞く。

議員は公人であるし、聞いているほうも誰が先輩で誰が後輩か全くわからない。わかる必要もない。

そもそもは、●●議員が●●議員のことを「●●議員」と一般質問で語ったことがあり、その後、●●議員が名前を呼ぶのをやめよう、お互いが褒め合うことになっては良くない。ということで始まった。

しかし、先輩議員、同僚議員と呼ぶほうがいいという理由は全く根拠のないことだし、わかりにくい。

また、先輩議員は後輩を後輩議員というのか？

議員に先輩後輩ということを公の場で規定すること自体根拠がなく、不自然である。

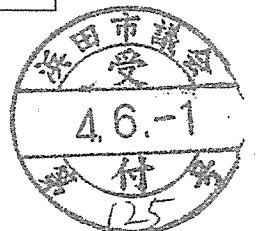
例えば、普通に、「●●議員」「●●議員」「●●議員」と名前を呼ぶほうが私たち市民にとってはわかりやすい。

それでなくても、議員の発言は専門的で親しみがない上に、先輩、同僚と言われてもピンとこないので、関心がわかなくなる。

公人である、わかりにくい、という理由により、

発言時の同僚先輩の呼び方をやめ名前で呼ぶように元に戻すことの検討をお願いします。

陳情番号	48
付託先委員会	議会運営委員会
審査結果	



浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名：

●●議員が●●元議員に暴行の件で、少なくとも現場検証の記録は残すという陳情
(文書主義)

趣旨理由：

平成26年4月に●●議員が浜田市役所5階の議会フロアで●●元議員に暴行を働いた。全員協議会室出口から、●●の腕を引っ張り議長のところまで引きずっていった。これは浜田市議会始まって以来の大不祥事である。

後日、浜田警察が現場検証に来た。

検察では、●●議員は起訴猶予(有罪)とされ、民事訴訟で●●議員は敗訴した。●●議員は、●●に慰謝料を支払った。

●●は、事務局に裁判の資料を提出し、記録に残すとともに、政治倫理審査会にかけるよう要望した。

しかし、最近、これらの資料が一切残っていないことが分かった。

この事件は、悪いことではあるが、記録として残さないわけにはいかない重い黒歴史である。

●●も協力するので、記録を残すよう陳情します。

議場階での●●議員暴行事件の記録がない、全くないのは不自然、少なくとも警察の現場検証の記録は残すことを検討するようお願いいたします。

陳情番号	49
付託先委員会	議会運営委員会
審査結果	



浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名：

呼びつけて話をするなら、証拠は共有すべきという陳情

趣旨理由

3月5日の総務文教委員会の陳情審査が終わったころ、●●議長から呼ばれ●●が●●課長に暴力をふるったかどうかについて、議員からの誹謗中傷について、「何をしてほしいのか？何を要求しているのか？」と、詰め寄られました。

「●●は、やくざじゃありません。陳情が採択された。結果についてよかったと思っています。それだけです。」と答えました。

何を求めているのか？という質問が出ること自体が不思議です。

陳情を出した、賛成多数で採択された。

その陳情に対して、何を望んでいるのか？何を求めているのか？

なぜ、呼びつけられるのか？

また、●●がアップしていないにもかかわらず、問題のシーンが映っている「動画を見た」とのこと。

●●はアップしていないので、「誰かが無断で撮影したのか？」「●●のパソコンになりすましたのか？」

「確認したいので、見せてほしいと」お願いしたら「見せられない」とのこと。

アップしていないものが見れるはずがない。

では、「見たというのは嘘ではないかと思われても仕方がないのでは？」

「なぜその動画を見せることを拒否するのか？拒否する理由はないのではないか？」

「見せられない」の1点張り。

今回のために●●議長に送った私の動画は見ていないとのこと。

●●議長が（私がアップしていない）動画を見たのなら、その動画を私にも見せてもらいなりすまし等の犯罪の可能性があるなら、犯罪の可能性のあるものを見過ごすべきではなく、告訴等しかるべき手段を講じるべきである。

このようなことを検討していただきたくお願いいたします。

陳情番号	50
付託先委員会	議会運営委員会
審査結果	



浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名：

市議が「傍聴者が職員に暴行をした」と、根拠のない発言は許されるのかという陳情

趣旨：

委員会の発言で（●●議員、●●議員）傍聴者の「●●が暴行したのを見た。」
「議会の中でとんでもないことだ」という発言があった。
●●議員にとっては、自戒の念を込めた発言だと思うが、誰も見た者はいない。
そもそもそのような事実がない。

委員会の会場は出入り自由であるため、会議中も傍聴記者、傍聴議員、傍聴市民が歩いて行ったり来たりすることは頻繁にある。

まず、日脚町の旧浜田カントリーからトライアルへ抜ける周布53号線で落石、倒木が頻発しているが、前日もその報告をしたのに、説明の時に発言がなかった。
忘れていたのかと思い、伝えようと近づき、声をかけたが気が付かないため、
「●●さん」と小声をかけ、服に触って気づかせ、こっちを向いてくれた。
「昨日の落石も報告してよ」と小声で伝えた。

私が撮影していた動画を見ると、●●議員は右ひじをつき、顎を乗せ下を向いていた。
●●課長が私に気づいて顔を向けた時点でもまだ下を向いていた。
しばらくして、私に気づいてこちらを向いたが、座ったままであわてる様子もなかった。
●●が暴力をふるったことに気が付いていたなら、立ち上がって制止するべきだが、何事もなかったかのように座っていた。
暴力を目撃したと証言した●●議員は、●●課長の後ろの至近距離に座っていたが立ち上がるでもなし、制止するでもなし、普通に傍聴していた。
●●議員の隣には●●議長がいたが●●議長はどのように感じたのだろうか？
●●課長は、暴行の事実を認めていない。
事実ではないことを根拠に一般市民を責めるような発言は控えるべきであり、事実が証明できない場合は、謝罪があって当然ではなからうか？

議員の皆さんで、その議員たちはどのようにすべきかを検討していただきたい。
私個人としては、二度とこのいじめのようなことが起こらないように希望する。

陳情番号	51
付託先委員会	議会運営委員会
審査結果	



追加提案議案 概要説明資料
(令和 4 年 6 月 22 日追加提案予定)

議案第 50 号

○ 令和 4 年度浜田市一般会計補正予算（第 4 号）

(1) 編成概要

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活困窮者に対する国の支援を受け、市内の子ども食堂等の運営を行う団体などに対する運営費等の助成に係る事業費に加え、小中学校への緊急校務支援員配置に係る事業費について調整を行うものです。

(2) 予算規模

(単位：千円)

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計
一 般 会 計 (第 4 号)	39,858,938	15,523	39,874,461

(3) 補正事項

主な補正事項は次のとおりです。

- (1) 市内の子ども食堂等の運営を行う団体などに対する運営費等の助成に係る事業費の調整
- (2) 小中学校への緊急校務支援員配置に係る事業費の調整

令和 4 年 6 月浜田市議会定例会議 付議事件（追加分）

議案等（1 件）

〔補正予算 1 件〕

議案第 50 号 令和 4 年度浜田市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年 6 月浜田市議会定例会議 付託先一覧（案）

【付託件数内訳】

予算決算委員会 1 件

市長提出議案等（議案 1 件）

議案等番号	件名	付託先等
議案第 50 号	令和 4 年度浜田市一般会計補正予算 （第 4 号）	予算決算委員会

浜田市議会オンライン会議の運用に関する申し合わせ事項
(令和4年6月 日 作成)

1. オンラインによる方法を可能とする会議

- ①常任委員会、特別委員会、議会運営委員会
- ②全員協議会、政策討論会幹事会、政策討論会
- ③災害等対策支援本部会議、その他協議

2. オンラインによる方法での会議の開会

次に掲げる場合にオンライン会議を開催することができる。

- ①自然災害等の発生、重大な感染症の流行等やむを得ない事由により開会する場所へ議員を参集することが困難であると議長または委員長（以下、「委員長等」という）が認めるとき。
- ②議員が以下の事由により会議への出席が困難であると委員長が認めるとき。
【公務、疾病、育児、介護、配偶者の出産補助、その他やむを得ない事由】

3. オンラインによる方法での会議参加の届出

上記の事由によりオンラインによる方法での出席を希望する議員は、原則として、会議開催日の前日（市の休日にあたる場合は、その前日）の午前10時までに、オンライン出席とする理由及び参加する場所を明らかにして議会事務局へ届け出る。

4. 委員長等の参集

オンライン会議を開会する場合は、委員長等は、円滑な議事運営を確保する観点から、議会事務局職員が同席する場に参集する。なお、委員会の場合は、副委員長も参集する。

5. 説明員の出席

委員会条例第25条による説明員は、委員長等と同一の場所に参集してオンライン会議に出席する。

6. オンラインによる出席の確認

議員は、あらかじめ付与されたユーザーID及びパスワードによりオンライン会議に出席することができる。また、会議出席中は、原則音声を遮断する。

委員長等は、開会前にオンライン出席議員の映像及び音声が正常なものかを確認する。開会前までに確認ができない場合、当該議員は欠席とみなす。

7. オンライン出席議員の発言

オンライン出席議員が発言する場合は、タブレット画面上に映るように挙手する。委員長等による指名後、発言する議員自身が音声の遮断を解除し、発言する。また、発言終了後は、音声を遮断する。

8. オンライン出席議員の離席

オンライン出席議員は、みだりに離席（各タブレットの画面上に映らないことをいう。）しない。離席する場合は、タブレット画面上に映るように挙手し、委員長等に申し出る。

9. オンライン出席議員の除斥

委員長等の指示により、オンライン出席議員が除斥となる場合は、オンライン会議から退出する。

除斥が必要な案件の審査・調査が終了したときは、委員長等の指示により事務局職員が、除斥となった議員へ連絡し、再度オンライン会議へ参加する。

10. 委員外議員の出席と発言

委員会が説明または意見を求めた委員外議員がオンライン会議に出席する場合は、項目3と同期日までに、オンライン出席とする理由及び参加する場所を明らかにして議会事務局へ届け出る。

委員外議員の出席の確認は、項目6を準用する。

委員外議員が発言する場合は、委員外議員自身が音声の遮断を解除し、発言する。また、発言終了後は、自身で音声を遮断する。

委員外議員は、発言に係る議題が全て終了したときは、オンライン会議から退出する。

なお、委員外議員が出席して発言の申出をする場合も、上記期日までに委員長に申し出て、委員会で許可された場合、オンラインで出席することができる。この場合、発言の申出は報告事項のみで1人1項目とし、質疑は3回までとする(平時と同様)。

この場合の運用は、以下のとおり。

- ①委員会での許可後、会議を中断
- ②事務局職員が委員外議員にユーザーID及びパスワードを送付
- ③委員外議員の接続確認後、会議を再開
- ④当該議題終了後、委員外議員はオンライン会議から退出

11. 公述人及び参考人の出席と発言

公述人及び参考人がオンライン会議に出席する場合は、項目3と同期日までに、オンライン出席とする理由及び参加する場所を明らかにして議会事務局へ届け出る。

公述人及び参考人の出席の確認は、項目6を準用する。

公述人及び参考人が発言する場合は、事務局職員が音声の遮断を解除する。また、発言終了後は、事務局職員が音声を遮断する。

公述人及び参考人は、発言に係る議題が全て終了したときは、オンライン会議から退出する。

12. 紹介議員の出席と発言

委員会が説明または意見を求めた紹介議員がオンライン会議に出席する場合は、項目3と同期日までに、オンライン出席とする理由及び参加する場所を明らかにして議会事務局へ届け出る。

紹介議員の出席の確認は、項目6を準用する。

紹介議員が発言する場合は、紹介議員自身が音声の遮断を解除し、発言する。また、発言終了後は、自身で音声を遮断する。

紹介議員は、発言に係る議題が全て終了したときは、オンライン会議から退出する。

13. 動議

オンライン出席議員は、会議規則に定める動議を提出することができる。

オンライン出席議員が口頭もしくは文書による動議を提出する場合は、タブレット画面上に映るように挙手する。

オンライン出席議員が文書による動議を提出する場合は、その文書のデータを議会事務局に送信しなければならない。

14. 表決及び選挙

- ・表決は、オンライン出席議員の可否と会議の開催場所に参加している議員の可否を合算し、多少を認定して行う。
- ・指名推選による選挙は、オンライン会議で実施することができる。

15. 傍聴

オンラインによる傍聴は、YouTube による録画配信を行っているため、原則として行わず、会議の開催場所での傍聴のみとする。

16. 注意事項

オンライン出席議員等は以下の事項に注意し、オンライン会議に参加する。

- ①現にいる場所にオンライン会議出席者等以外の者を入れないよう努めること
- ②会議に関係のない映像や音声が入り込まないように努めること
- ③節度ある服装でオンライン会議に参加すること

17. 秩序保持に関する措置

オンライン出席議員等が、「16. 注意事項」を遵守しない場合や会議の秩序を乱す場合など委員長等の命令に従わない場合は、委員長等は、オンライン出席議員等を会議から退出させることができる。

18. 議会事務局の役割

議会事務局は、オンライン会議においてホストとなり、委員長等を補佐する。

19. その他

- (1) この申し合わせにない事項については、その都度議長が決定する。
- (2) この申し合わせの内容は、令和4年●月●日から適用する。

令和 年 月 日

浜田市議会議長[〇〇委員長]

様

浜田市議会議員 〇〇 〇〇

オンライン会議出席届

浜田市議会オンライン会議の運用に関する申し合わせ事項に基づき、〇月〇日の会議には、次の理由によりオンラインでの出席を希望します。

理 由

参加場所